

移住支援金の対象求人を募集します

東京23区から群馬県に移住し、対象となる法人に就業した方に移住支援金を支給する制度がスタートします。

県内の多くの企業の皆様からの求人を募集します。

週20時間以上の無期雇用の求人が対象です。

※ この求人は、こちらのマッチングサイトに掲載しています。 (https://jobcafe.cloudbiz.jp/hp/jobsupport_search.php)



■ 移住支援金事業の概要

東京圏から県内への移住促進策として、県内に移住した東京23区の在住者・通勤者のうち、対象法人に就業した方に市町村を通じて最大100万円 の移住支援金を支給します。

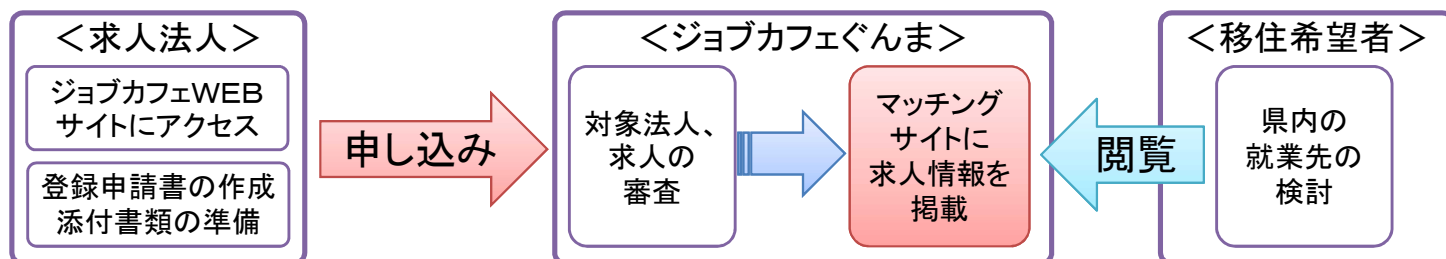
《支給金額》 2人以上の世帯 **100万円**、単身者 **60万円**

《申請方法》 転入先の市町村へ申請、市町村から支給

※ 移住支援金制度の詳細は、こちらのWEBサイトをご覧ください。 (<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/shienkin/>)



■ 求人応募等の手続き



※ 具体的な手続き等の詳細はジョブカフェぐんまHPをご覧ください。 (http://www.wakamono.jp/migrant_support/)

■ 対象法人 (詳細は裏面参照)

「農業・林業」「建設業」「製造業」「運輸業」「宿泊業・飲食サービス業」「医療・福祉」など、幅広い分野の法人が対象になります。

※ 上記の分野に該当しなくても、「群馬県いきいきGカンパニー」の認証を受けている企業など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は、すべて対象になります。

また、次のすべてを満たすことが必要です

- ①官公庁等(※1)でないこと
- ②資本金10億円以上の法人でないこと
- ③みなし大企業(※2)でないこと
- ④本店所在地が東京圏(※3)以外の地域、又は条件不利地域(※4)にある企業であること
- ⑤雇用保険の適用事業主であること
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

＜問い合わせ先＞	企業求人関係	ジョブカフェぐんま東毛サテライト	0277-20-8228
		群馬県労働政策課	027-226-3408
	移住支援金制度関係	群馬県地域政策課	027-226-2370

■ 移住支援金の対象になる法人の要件の詳細

法人要件の詳細

(1) 対象分野

(日本標準産業分類:中分類)

A 農業、林業	01農業、02林業
D 建設業	06総合工事業、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業
E 製造業	09食品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業（家具を除く）、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、15印刷・同関連業、16化学工業、17石油製品・石炭製品製造業、18プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19ゴム製品製造業、20なめし革・同製品・毛皮製造業、21窯業・土石製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業
G 情報通信業	39情報サービス業、40インターネット付随サービス業
H 運輸業、郵便業	42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業、48運輸に付随するサービス業、49郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業、小売業	51繊維・衣服等卸売業、52食料品卸売業、55その他の卸売業、57繊維・衣服・身の回り品小売業、58食料品小売業、60その他の小売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	73広告業、74技術サービス業（742土木建築サービス業に限る）
M 宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業
P 医療、福祉	83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業（他に分類されないもの）	91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業

(2) 働きやすい職場環境づくりに関する認証制度

- 県の認証制度（県労働政策課） ・いきいきGカンパニー：育児・介護と仕事の両立、女性活躍推進など幅広い認証
- 国の認定制度（群馬労働局） ・くるみん：育児と仕事の両立に係る認定（次世代育成支援法関連）
- ・えるぼし：女性の活躍推進に係る認定（女性活躍推進法関連）
- ・ユースエール：若者の雇用・育成に係る認定（若者雇用促進法関連）



(※1) 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出せんしている主体を含む。

(※2) 以下のいずれかに該当する法人

- ・発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(※3) 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

(※4) 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦町、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

《参考》 移住者を採用した事業主への支援＜中途採用等支援助成金(U I J ターンコース)＞

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部が助成されます。助成金の受給には、事前に採用活動に係る計画書を提出し、労働局長の認定を受けるなどの要件があります。申請を検討される方は、群馬労働局又はハローワークにお問い合わせください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000082805_00002.html)

《参考》 起業する方への支援 ＜地方創生起業支援事業＞

地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対し、起業支援金を交付します。

《対象分野》 地域活性化、まちづくり、過疎、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育、子育て支援、社会福祉、女性・高齢者活躍支援、外国人受入・多文化共生支援、環境、その他市町村が抱える地域課題の解決を図る事業

《交付金額》 最大200万円（補助率1/2）（移住支援金の交付を受ける場合は、合わせて最大300万円となる。）

《スケジュール》 5月20日 公募開始（6月26日まで）

《問い合わせ先》 群馬県商政課 027-226-3336 (https://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00242.html)